

面積、高さ及び階数の算定	該当	法第92条
	条文	令第2条第1項第2号

出窓の建築面積の算定

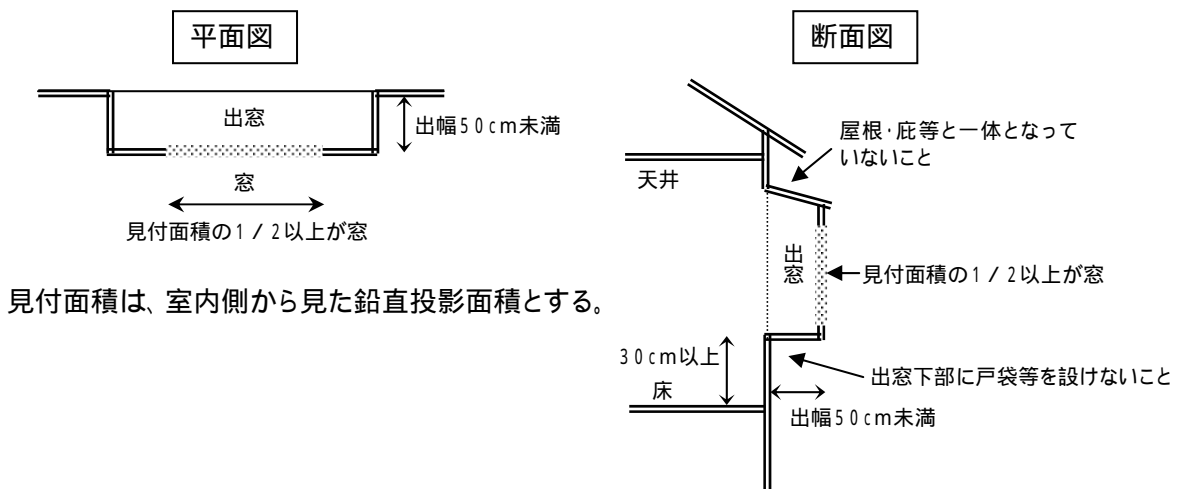
内 容  
出窓部分の建築面積の算定方法

取 扱

床面積に算入しない出窓については、軒、庇、はね出し縁その他これらに類するものとみなし、原則として建築面積に算入しない。

床面積に算入しない出窓は、下記の各条件を満たすものである。

1. 出窓の下端が床面から30cm以上の高さであること。
2. 出窓が周囲の外壁面からの水平距離が50cm以上突き出していないこと。
3. 出窓部分の見付け面積の1/2以上が窓であること。



関連資料 床面積の算定方法について (S.61 住指発第115号)